

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び釧路市から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、U I J ターン新規就業支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

(3) 転入日から3年未満で釧路市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で釧路市以外の市区町村に転出した場合：全額

(4) 転入日から3年以上5年以内に釧路市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に釧路市以外の市区町村に転出した場合：半額

（在学中に交通費を申請する場合のみ）

(5) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

(6) 地方就職支援金の申請日から1年以内に釧路市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に釧路市に住民票がある場合を除く）：全額

3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される釧路市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。